

級及び職制上の段階ごとの職員数（平成28年4月1日現在）

1 行政職給料表

(1) 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
主事級	32	62.7%
係長級	10	19.6%
課長補佐級	6	11.8%
次長級	2	3.9%
部長級	1	2.0%
合計	51	100.0%

(2) 級ごとの職員数及び職の内訳

級	級別基準職務表に規定する 基準となるべき職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	定型的な業務を行う職務	6	11.8%	診療放射線技師	1
				理学療法士	3
				臨床検査技師	1
				臨床工学技士	1
				計	6
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	12	23.5%	栄養士	2
				言語聴覚士	1
				作業療法士	1
				主事	1
				診療放射線技師	1
				薬剤師	2
				理学療法士	2
				臨床検査技師	2
				計	12
3級	1 係長又は主任の職務 2 職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務	15	29.4%	主任	14
				主査	1
				計	15
4級	1 高度の知識又は経験に基づき特に困難な業務を分掌する係長の職務 2 職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務	9	17.6%	係長	3
				主査	6
				計	9
5級	1 課長補佐の職務 2 職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務	6	11.8%	課長補佐	2
				副主幹	4
				計	6
6級	1 課長の職務 2 職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務	0	0.0%	課長	0
				計	0
7級	1 次長の職務 2 職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務	2	3.9%	事務局次長	1
				事務局参事	1
				計	2
8級	1 事務局長の職務 2 職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務	1	2.0%	事務局長	1
				計	1
合計		51	100.0%		

2 医療職給料表(1)

(1) 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
係長級	6	30.0%
課長補佐級	11	55.0%
課長級	2	10.0%
次長級	1	5.0%
合計	20	100.0%

(2) 級ごとの職員数及び職の内訳

級	級別基準職務表に規定する 基準となるべき職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	医療業務を行う職務	0	0.0%		0
				計	0
2級	相当高度の知識経験に基づき 困難な医療業務を行う職務	6	30.0%	医長	6
				計	6
3級	1 副院長の職務 2 高度の知識経験に基づき 困難な医療業務を行う職務	9	45.0%	科長	9
				計	9
4級	1 困難な業務を行う副院長 の職務 2 極めて高度の知識経験に 基づき困難な医療業務を行う 職務	5	25.0%	科長 部長 副院長	2 2 1
				計	5
	合計	20	100.0%		

3 医療職給料表(2)

(1) 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
主事級	131	92.9%
係長級	7	5.0%
課長補佐級	2	1.4%
課長級	1	0.7%
合計	141	100.0%

(2) 級ごとの職員数及び職の内訳

級	級別基準職務表に規定する 基準となるべき職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	准看護師の職務	2	1.4%	准看護師	2
				計	2
2級	1 看護師の職務 2 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う准看護師の職務	41	29.0%	看護師	41
				計	41
3級	1 主任看護師の職務 2 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う看護師の職務	63	44.7%	主任看護師	6
				看護師	57
				計	63
4級	1 看護師長補佐の職務 2 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う主任看護師の職務	17	12.1%	看護師長補佐	6
				主任看護師	11
				計	17
5級	副看護部長又は看護師長の職務	17	12.1%	主任看護師	8
				看護師長	7
				副看護部長	2
				計	17
6級	看護部長の職務	1	0.7%	看護部長	1
				計	1
合計		141	100.0%		

4 技労職員等給料表

級	級別基準職務表に規定する 基準となるべき職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 級	1 ボイラー技士（以下「技士等」という。）の職務 2 用務員，看護助手及び作業療法助手（以下「用務員等」という。）の職務	4	66.7%	看護師見習	4
				計	4
2 級	1 相当の技能又は経験を必要とする技士等の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする用務員等の職務	0	0.0%		
				計	0
3 級	1 高度の技能又は経験を必要とする技士等の職務 2 高度の経験を必要とする作業を行う用務員等の職務	0	0.0%		
				計	0
4 級	1 技能職の長の職務又は特に高度の技能若しくは経験を必要とする技士等の職務 2 主任用務員の職務又は特に高度の経験を必要とする作業を行う用務員等の職務	2	33.3%	作業療法助手 用務員	1 1
				計	2
5 級	1 高度の技能若しくは経験を必要とする技士等の長の職務又は高度の技能若しくは経験を必要とする技士等の主任の職務 2 用務員長の職務又は高度の経験を必要とする作業を行う用務員等の主任の職務	0	0.0%		
				計	0
合計		6	100.0%		